

【後期 第四問】

1. 被告人 X は、学校法人 A 学園の理事長として A 学園の現金及び預金の管理並びに小切手の振出しを含む金銭出納および経理等の業務を統括していた者である。
2. X は平成 4 年 12 月 25 日、B 社代表取締役 C に 1 億円の融資を申し込み、**同社振出名義の額面 1 億円の小切手甲**を受領し（以下「本件借入れ」という。）、翌 26 日、甲を D 銀行福岡支店に持参し、D 銀行福岡支店はこれを A 学園名義の当座預金口座（以下「本件口座」という。）に即日入金した。甲は同月 28 日に決済された。
3. 本件借入れは、A 学園及び B 社のいずれにおいても経理上は明らかに A 学園の借入れとして処理されていた。しかし X と C は旧知の友人で、本件借入れ以前も複数回にわたりいずれも億単位の金銭の貸借を続けていた上、その継続的な貸借関係において、返済日を改ざんして従前の契約書を流用するなどの極めてずさんな処理がなされており、C においては、借主が A 学園か X 個人なのかは重視していなかった。また、X は本件借入れに際し、自らの所有するゴルフ会員権を担保として差し入れており、X 自身は自己が借主だと認識していた。
4. X は同年 12 月 27 日、D 銀行福岡支店において、同月 26 日に A 学園による別件株式売却代金として本件口座に振り込まれた 1 億 3449 万円余りの預金を原資とした、**D 銀行福岡支店長 E 振出名義の額面 6000 万円の X 宛て小切手乙**を受領した。
5. X はこれに先立つ同年 11 月中旬、ラスベガスのカジノ・ホテル F から、平成 5 年の新年パーティへの勧誘を受けた。当時 X は F に対し約 400 万ドルの債務があり、数か月前に F の担当者 G との話し合いでそれまでの債務を免除するという約束を得ていたものの、送金しても債務の返済に充当されてしまうのではないかと考え、行くことを躊躇した。しかし、X が F を含むラスベガスにあるカジノ全体にとってナンバーワンクラスの客であり、ホテルの会長が直接出迎えたり、個人的にパーティを開くほどの関係であった上に、X がカジノでゲームをするだけで他の客が大勢集まるので、F としては是非とも X を誘致しようと考え、「現金が用意できないのならば小切手でもいい。」とさらに勧誘を試みた。X はこれを受けて前述の通り小切手乙を用意し、さらに平成 4 年 12 月 27 日、**A 学園振出名義の額面 6000 万円の小切手丙**を作成し、これらをパーティに持参することとした。当時、A 学園の当座預金口座は D 銀行福岡支店のみにしかなかった。
6. X は同年 12 月 30 日、ラスベガスのカジノ・ホテル F において、小切手乙及び丙を G に交付し、F は X に対し 96 万ドル分の賭博をすることを認めた。X は小切手の交付の際に、銀行からの照会等により賭博のため小切手丙を交付したことが露見したら大変なことになるおそれがあると思い、小切手を銀行に持参して取立てず、自己に直接支払請求することを条件として提示した。F 及び G は、X に今後も客として多額の金員を投入してもらいたいと考えており、その上で X の意向を無視することはできず、これを了承した。
7. G は平成 5 年 2 月 20 日、X が前記新年パーティで 96 万ドル分すべてを使い切ったため、来日して X に小切手乙及び丙を提示し、計 1 億 2000 万円の支払いを求めた。しかし X は、「そんなものに応じる義務は無い。」と言い張って小切手乙及び丙を破り捨て、支払いに応じなかった。
8. X の罪責を論ぜよ。

参考裁判例：東京地裁平成 9 年 3 月 17 日判決
東京高裁平成 11 年 2 月 25 日判決（控訴審）

(注)

小切手とは、高額現金を持ち運ぶリスクを軽減し、決済の利便性を高めることを目的として利用される証券の一種である。小切手を振出す（作成する）ためには、銀行に当座預金口座を開設していなければならない。小切手の券面額を支払う者（**支払人**）は必ず銀行である。

小切手は、**振出人**の別により 2 種類に分けられる。①銀行が振出人となる場合、銀行は、当座預金口座中の預金の一部又は全部を小切手振出しの原資として予め確保し、その分の財産移転・処分を不可能にした上で、当該当座預金口座の開設者を**名宛人**とする小切手を振出す。②当座預金口座の開設者自身が振出人となる場合、当座預金口座の開設者は、(信義則上) 自らの決済能力の範囲内で小切手を振出す。

①②いずれの場合にも、小切手を支払手段として受け取った者（**受取人**）は、小切手を銀行に持参することで券面の金額につき支払いを請求する（取立てる）ことができる。①の場合は前述の通り予め支払資金が確保されているため取立ては確実と言えるが、②の場合はその限りでない。

本問においては、小切手乙は①に、甲と丙は②に分類される。

受取人が小切手を受け取ってから 10 日以内に銀行に持参しないと、小切手は失効する。

また、受取人の持参先の銀行の別により支払手続処理は異なる。㊦受取人が小切手を、「小切手に支払人として明示されている」銀行 α （これを**支払銀行**と呼ぶ。）に持参した場合、銀行は即日小切手につき入金・決済処理を行う。これに対し㊧受取人が小切手を、「小切手に支払人として明示されている銀行とは別の」銀行 β （すなわち、支払銀行以外の銀行）に持参した場合、受取人は銀行 β に取立委任をしたもの、とされる。**取立受任銀行**（ β ）は即日、銀行 β に開設されている受取人の口座に券面額の入金処理をするが、この時点においては、受取人の口座は銀行から仮払いを受けたにすぎず、受取人は券面額分の預金口座残高につき自由に処分することができない。受取人がこれを自由に処分できるようになるには、取立受任銀行（ β ）と支払銀行（ α ）との間での資金移動の完了（決済処理）を待たねばならない。入金処理と決済処理との間には通常 3 営業日を要する。

本問において小切手甲は、㊧の支払手続処理に供されている。すなわち、小切手甲に関して D 銀行は取立受任銀行の地位にある。